

報告第1号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年3月19日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容
1	発生日時・場所	令和3年1月10日 午後0時50分頃 飛騨市河合町稲越1776番地3付近 県道75号
	事故の概要	市の除雪委託先作業員が、市の貸与する除雪ドーザで走行車線と反対側の車線を走行し除雪していたところ、前方から走行してくる車両に気付くことが遅れたためブレーキが間に合わず、自車助手席側排土板と相手方車両助手席側ドア付近が接触し、相手方車両を損傷させた。
	相手方	飛騨市 [REDACTED] [REDACTED]
	相手方損害額	250,367円
	市の過失割合	100%
	損害賠償金	250,367円
	内 訳	
	保険金	250,367円
一般財源	0円	
専決年月日	令和3年2月22日 専決第4号	

項 目		内 容
発生日時・場所		令和3年1月24日 午後6時10分頃 飛騨市河合町羽根520番地1 飛騨市高齢者活動・生活支援促進機械施設駐車場
事故の概要		市職員が、岐阜県知事選挙当日投票所での事務を終え、飛騨市役所へ向かおうと公用車を後退させたところ、後方に駐車してあった相手方車両に気付かなかつたため、自車後部と相手方車両後部が接触し、相手方車両を損傷させた。
相手方		飛騨市 [REDACTED] [REDACTED]
相手方損害額		180,642円
市の過失割合		100%
損害賠償金		180,642円
内 訳	保険金	180,642円
	一般財源	0円
専決年月日		令和3年3月15日 専決第5号